

自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

第1 自白事件の捜査の簡易迅速化を確保するための措置

考えられる制度の概要

A案 公訴取消後の再起訴制限の緩和

被告人が簡易迅速な手続に同意していた場合において、公判期日の冒頭手続において被告人が有罪陳述をせず、又は有罪陳述若しくは同意が撤回され、検察官が公訴を取り消したときには、刑訴法第340条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができるものとする。

B案 同意等の撤回の制限（A案に加え）

- 1 第一回公判期日前の有罪陳述手続を新設し、被告人及び弁護人の同意を要件として、同陳述手続において、被告人による有罪陳述及び簡易迅速な手続により審判をする旨の裁判所の決定をすることができるものとし、当該決定がなされた事件については、同陳述手続を公判期日における冒頭手続とみなすものとする。
- 2 簡易迅速な手続によることについての同意及び有罪陳述は、やむを得ない事由がなければ撤回することができないものとする。

【検討課題】

(1) A案について

- 捜査の簡易迅速化を図る仕組みとしての有効性をどう考えるか。
- 公訴取消後の身柄拘束の在り方をどう考えるか。

(2) B案について

- 捜査の簡易迅速化を図る仕組みとしての有効性をどう考えるか。
- 第一回公判期日前の有罪陳述手続として、具体的な時期や手続はどのようなものが考えられるか。
- 第一回公判期日前の有罪陳述手続は、受訴裁判所が陳述手続を行うものとするか。予断排除の原則等との関係をどう考えるか。
- 同意等の撤回を制限することの当否をどう考えるか。
- 同意等の撤回を認める「やむを得ない事由」としてどのようなものが考えられるか。

(3) 両案について

- A案のみを採るか、B案も併せて採るか。それ以外の制度の在り方が考えられるか。

第2 一定範囲の実刑相当事案を簡易迅速に処理するための新たな手続の創設

(以下、仮に「新し手続」という。)

考えられる制度の概要

- 1 (1) 検察官は、対象事件について、一定の事情を考慮して相当と認めるときは、公訴の提起と同時に新し手続の申立てをすることができるものとし、裁判所は、新し手続によることについての被告人及び弁護人の同意等を要件として、新し手続により審判をする旨の決定をするものとする。
(2) 検察官は、被疑者又は弁護人に対し、新し手続によることについて同意をするかどうかの確認を求める際、公訴を提起すべき事実の要旨及び予定している求刑の内容を告知するものとする。被疑者に対しては、科刑制限及び上訴制限について説明し、通常公判も可能である旨を告知するものとする。
- 2 裁判所は、1 (1)の決定に先立ち、科刑制限及び上訴制限について説明し、通常公判も可能である旨を告知するものとする。
- 3 3年を超える懲役又は禁錮の言渡しはできないものとする。
- 4 1 (1)の決定があった日からできる限り5日以内に判決の言渡しをしなければならないものとする。
- 5 その他は、現行即決裁判手続の例によるものとする。

【検討課題】

(1) 総論的な課題

- 簡易迅速な処理手続として有効・円滑に機能するか。
〔検討の視点〕
 - ・ 簡易迅速な処理に適する事件類型
 - ・ 検察官が制度を活用するメリット
 - ・ 被告人側にとってのメリットや動機付けの仕組み
 - ・ 量刑判断に要する証拠調べの必要性（情状立証の準備を含む。）
 - ・ 裁判所の量刑判断に要する期間
- 現行即決裁判手続と併存させるか、新し手続に一本化するか。

(2) 具体的な制度内容

- 対象事件をどのように定めるか。
 - ・ 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる事件を除外するか。以下の事件も対象とするか。
 - ① 短期1年以上の非法定合議事件（強盗，常習累犯窃盗等）
 - ② 非裁判員対象の法定合議事件（非現住建造物放火，公文書偽造等）
- 検察官の申立ての要件として、どのような事情を考慮するものとするか。

- 手続保障の内容をどのようなものとするか。
- 科刑制限をどの程度にすることが適切か（3年でよいか。）。
- 判決の言渡し時期についてどう考えるか（例えば，具体的な期間を明示せず，できる限り早期に言い渡すものとするのは相当か。）。
- 上訴制限について，即決裁判手続と同様とするか。